平成２７年（フ）第２２号
大津市真野１丁目24番５号　長田方
債務者　坂西美智代
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
滋賀県草津市木川町886－２レオパレスアミーゴ208、住民票上の住所大阪府寝屋川市宇谷町５番３－946号
債務者　渡邉　佳樹
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
滋賀県高島市拝戸161番地　拝戸団地Ｈ－43号、前住所滋賀県高島市城山台１丁目１番地１　コーポ城山台301号
債務者　森井千代子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
滋賀県草津市東矢倉２丁目３番24号　コート室ノ木102号
債務者　松尾　義満
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
和歌山県田辺市本宮町大居1613番地
債務者　坂口　美和（旧姓竹森美和）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第４５号
広島市南区宇品海岸２丁目19番17―601号
債務者　庵野ふみ子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
広島県東広島市西条上市町８番62号
債務者　岡川みゆき
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７号
広島市佐伯区河内南２―30―12、住民票上の住所広島市佐伯区杉並台27番地19
債務者　尾﨑　　元
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０号
広島市西区草津梅が台４番６―302号
債務者　近田　節美（旧姓熊原）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７号
広島市佐伯区八幡東３丁目２番１号
債務者　馬野　時子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３号
広島市中区西川口町13番22―803号
債務者　國本登美子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
福岡県田川郡添田町添田2453－１　Ｃ102、住民票上の住所福岡県田川郡赤村大字赤8156番地１
債務者　出口　雅宏
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第９号
福岡県田川市大字糒1960番地10　あさひ台県住３－１－４
債務者　杉本　隆幸
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目４番11号　川崎アパート101号
債務者　岩重　健太
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５号
鹿児島県いちき串木野市旭町77番地　有村住宅
債務者　岡田　京子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県薩摩川内市勝目町5243番地17　スカイハイツ103号、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2500番地６　平佐マンション201
債務者　小林　幸雄
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係